

## 社会福祉法人正夢の会 役員報酬等に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、定款第23条に定める役員に対する報酬等の年間支給総額および支給の基準について定める。

### (年間支給総額)

第2条 役員報酬等の年間支給総額は、800万円以内とする。

### (報酬等)

第3条 理事並びに監事に対する報酬は、前条の役員報酬年間総額枠の範囲内において、評議員会、理事会、経営企画会議他の法人の公式会議等への出席（書面評決については欠席とする）の都度、額を定めて支給する。ただし、同一日に複数会議がある場合には重複支給はしない。また、理事会への出席のための交通費は2,000円とし、職務上必要な出張旅費もしくはその他必要経費は、一般職員の基準に準じて支給する。

2 役員報酬年間総額枠及び公式会議出席時定額は以下のとおりとする。

(1) 役員報酬年間総額枠 1人あたり 40万円

(2) 公式会議出席時定額 1回あたり 1万円

3 理事長には、前項の報酬に加え以下の報酬を付加支給する。

(1) 理事長付加報酬年間総額枠 300万円

(2) 第1項の公式会議等以外の理事長業務のため勤務した場合 1日あたり 3万円

なお、公式会議等と重複した場合にも支給する。

### (手当)

第4条 副理事長には、前条の報酬のほかに以下の手当を支給する。ただし、月の在任期間が10日未満のときは支給しない。

(1) 副理事長 月額 6万円

### (役員と職員との兼務)

第5条 理事長となる理事は、法人の代表の地位にあり、職員を兼務することはない。

2 役員が職員を兼務する場合には、役員報酬と職員給与を併せ支給する。

### (支給方法)

第6条 報酬等の支払方法については、一般職員の給与等の支払方法の例による。

### (改正)

第7条 この規程の改正は、理事会において修正案を策定し、評議員会での決議を要するものとする。

### 附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年6月6日に改正し、令和5年6月27日開催の定時評議員会終結後に開催される理事会後から施行する。

3 この規程は、令和8年4月1日から施行する。